

部会運営規程

特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会定款（以下定款という）第39条第2項により定める部会の運営について規定する。

(設置する部会)

第2条 定款第39条に定める部会名は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) 研修部会
- (3) 評価部会
- (4) 苦情部会
- (5) 広報部会
- (6) その他理事会が必要として決議するもの、

(部会の委員数と構成)

第3条 各部会の委員は各支部より選任された当該部会委員1名の計6名で構成する。

(部会長及び副部会長の選任)

第4条 部会は、部会委員の互選により部会長及び副部会長各1名を選任する。

(部会委員の任期)

第5条 各部会の委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

(部会長及び副部会長の任務と部会委員会等)

第6条 部会長は、必要に応じ部会委員会を招集し、部会委員会は委員の半数の出席で成立する。部会長は部会委員会の議長となり当該部会委員会を統括する。
副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはこれを代行する。

(部会の議決)

第7条 部会の議決は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(部会の活動)

第8条 各部会の基本的な活動方針は、次のとおりとする。ただし、緊急課題等の取り組みのため理事会の議決により、担当範囲を拡大変更等修正する場合がある。

- (1) 総務部会 / 法人管理、渉外業務、他団体組織との交流、情報収集管理、倫理綱領、
- (2) 研修部会 / ケア研修会の企画と実施、事業主研修、雇用・リスク管理研修、
- (3) 評価部会 / 自己評価、外部評価、相互評価などの周知、情報収集と集計業務、
- (4) 苦情部会 / 苦情解決体制の整備促進、会員事業所の苦情解決体制整備状況の集計、
- (5) 広報部会 / ケア発表会、グループホームの理解を深めるための市民講演会、
会員名簿の整備、会員増強活動、
- (6) その他理事会が必要と決議する部会
上記以外で当法人が必要とする部会は、理事会の議決により設置できるものとする。

(部会活動の計画と報告)

第 9 条 部会長は、理事会に各担当部会の活動計画と結果を報告するものとする。

(部会活動の周知徹底)

第 10 条 各部会の活動状況は、年度の事業活動計画及び報告書に記載して、会員に周知する。

(部会活動経費)

第 11 条 部会の運営経費は、総会で決議した金額を交付する。

(部会活動経費の経理)

第 12 条 部会活動経費の経理は、部会長が担当し年度収支明細書を理事会に報告する。

(その他)

第 13 条 部会活動に関して、本運営規定に定めないことは理事会にて決定する。

(附則)

(施行日)

第 1 条 本部会運営規程は、特定非営利活動法人岐阜県グループホーム協議会の法人成立日を施行日とする。

(設立年度の部会)

第 2 条 設立年度の部会は、研修部会、評価部会、広報部会の 3 部会とする。

2 広報部会は、苦情部会を兼務する。

(改廃の記録)

1) 平成 1 7 年 4 月 1 日付、副部会長の新設。